

意見書案第3号

太陽光発電設備の立地規制等に係る法整備等を求める意見書

新城市議会会議規則（平成17年新城市議会規則第1号）第14条の規定により、この意見書を別紙のとおり提出する。

平成30年12月21日提出

提出者 新城市議会議員 中西宏彰

〃 鈴木達雄

〃 柴田賢治郎

賛成者 新城市議会議員 鈴木長良

〃 小野田直美

〃 下江洋行

理由

この案を提出するのは、太陽光発電設備について防災上及び景観、生活環境の観点から適正な設置がなされるよう国へ要望する必要があるからである。

## 太陽光発電設備の立地規制等に係る法整備等を求める意見書

太陽光発電設備については、高い買取価格が設定されたことや、規制緩和などにより急激に拡大し、様々な課題が全国で顕在化しています。

新城市においても、現在太陽光発電施設が多くあり、今後もさらに増えることが見込まれています。これらの施設の中には山林の急斜面の樹木を伐採するなどして、雨水の急な流出や土砂災害等の発生が懸念される場合もあり、景観を阻害、生活環境の悪化を招くことも危惧されています。

このほど、固定価格買取制度の根拠法である電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下、「FIT法」という。）では、事業者に対し関係法令の遵守を義務付ける等の改正が行われたところですが、すでに事業認可を受けた事業が計画を進める段階においても太陽光発電設備から生じる景観、環境及び防災に対する懸念が払拭されておらず、最も優先すべき地域住民の生命、財産を守ることに十分対応しているとは言えません。

また、事業者が同法の認定基準を遵守し、適正な太陽光発電設備の設置について確認する体制や、発電事業終了後のパネル等の適切な撤去、処分を担保する仕組みが整備されていません。

よって、国においては、下記の事項を早急に講じられるよう強く要望します。

### 記

- 1 太陽光発電設備について、景観、環境及び防災上の観点から適正な設置がされるよう、立地の規制等に係る法整備等、所要の措置を行うこと。
- 2 FIT法に基づいて認定された事業が未着工の場合、認定後に自治体が制定した条例等の遵守を義務付けるとともに、関係法令が遵守されているか見極め、認定審査基準により改めて認定すること。
- 3 既に事業を開始した太陽光発電設備が、FIT法の認定基準に従い適正に設置されていることについて、国が責任を持って確認すること。
- 4 発電事業終了時や事業者が経営破綻した場合に、パネル等の撤去及び処分が適切かつ確実にされる仕組みを整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

愛知県 新城市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
農林水産大臣  
経済産業大臣  
国土交通大臣  
環境大臣